

土技第602号
平成31年(2019年)2月26日

熊本県建設産業団体連合会長 様

熊本県土木部長

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用について

このことについて、今般の賃金等の急激な変動に対処するため、国から工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用が通知されました。

土木部においても、国の通知を踏まえ、インフレスライド条項を下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 請求可能日 平成31年(2019年)3月1日以降
2. 運用等 運用方法、マニュアル、様式等は昨年と同様になります。

担当：土木技術管理課
技術管理班 藤崎、木村
TEL096-333-2556(内 6058)